



## 第六回 9 条世界宗教者会議コンセプトペーパー

テーマ：憲法 9 条による世界の平和 —被爆地ヒロシマから—

(英訳) World Peace through Article 9 --From Ground Zero Hiroshima--

### 日本国憲法

#### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

(1) 20世紀は、人類にとって悲劇と受難の世紀であった。世界中を巻き込む大戦争がわずかな期間に2度までも起き、兵士のみならず、女性、子ども、老人を含む、一般の人々の命がおびただしく失われた。科学技術の発展は、人々の暮らしを豊かにしたが、同時により巨大な破壊と殺戮をもたらした。飛行機による空襲、毒ガス、生物兵器、そして最後には原子爆弾が人間の頭上で爆発した。

東アジアにとっても、この時代は過酷であった。侵略と戦争、植民地支配、民族解放戦争、社会主義革命と反革命、内戦、そして飢餓と悲哀が、長い間、東アジアを覆っていた。

(2) 戦争と暴力の時代であった20世紀は、同時に人類がそれを克服し、平和を作り出そうと苦闘した、理想と希望の時代でもあった。1928年には不戦条約が結ばれ、奴隷制や拷問や性差別や植民地支配などと同様、戦争も違法なものにしようとする試みと挑戦が続いた。集団安全保障の仕組みとして、国際連盟や国際連合が組織され、第二次世界大戦末に生まれた国際連合憲章(1945年)では、武力による威嚇、武力の行使が禁じられることになった。ヨーロッパでは、再び悲惨な戦争を起こさないために、ヨーロッパ共同体(ヨーロッパ連合)が組織された。反戦平和運動が国境を超えて各地に生まれ、連帯と信頼を深めた。

この人類の理想と希望の流れの中に、1946年に生まれた日本国憲法、とりわけ非戦と戦力の不保持を規定した第9条は位置づけられる。敗戦以前、日本は東アジアを侵略し、戦火に巻き込み、多くの人々を殺戮し、財産を略奪した。一方、ヒロシマ、ナガサキへの原爆投下や沖縄戦、日本中の都市を焼きつくした空襲などによって、日本自身にも耐えがたい犠牲が出た。二度と戦争をしたくない、起こしたくない、巻き込まれたくない、というのが、1945年以降の日本人の心からの願いであり、祈りであった。

(3) 日本国憲法第9条(憲法9条)は、第一項で「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とし、この部分までは国連憲章などと合致する。日本国憲法がそれを超え、より理想に向けて進もうとしたのは、第二項に「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としているところである。

(4) 日本が米国と同盟を結び、その保護下にあったという側面はたしかにある。しかし、二度と殺すまい、殺されまいという強い誓いがなければ、軍事的思考からこれほど隔たった社会は作れなかったであろう。人材や資源、技術は軍事に優先的に投入されることはなかった。

憲法9条の存在は、日本の人々にとって幸いであり、戦後の復興の原動力となった。同時に、東アジアや世界にとっても、日本が大きな軍事的存在とならないと誓ったことは幸いであった。憲法9条は、かつて侵略した東アジア諸国への不戦の誓約をも意味した。

(5) しかし、日本が経済的な成功をおさめ、世界の中でも有数の大国となると、米国はその軍事的潜在力を自らの世界戦略のために使いたいと考えるようになった。とりわけ、米国自身が財政的な苦境に立つようになり、軍事力を世界的に展開することが困難になると、その要請はより強くなった。米軍と自衛隊を一体化させ、自衛隊を自国の防衛だけでなく、米軍とともに世界各地で戦争ができるようにすべきだというのだ。憲法9条は、日本の権力にとっても、日本の軍事力を利用したい米国にとっても、邪魔な存在なのである。

2014年7月、安倍政権は内閣の決定（閣議決定）で、日本は集団的自衛権を行使できると解釈を変え、その解釈に則って、2015年の通常国会で「安全保障法」を強行採決した。これによって、これまでは、憲法9条の存在によって、自国に対する侵略に対してのみ軍事力を使える（専守防衛）としてきたのに、他国の防衛、戦争のためにも使えるとしたのである。制約は曖昧であり、自衛隊は国外に出て戦争が出来ることも可能になる。「安全保障法制」の成立は、戦後日本の平和主義にとって、巨大な転換を意味する。この法律は、明らかに違憲であるとして、多くの憲法学者が反対を表明した。また、若い世代や小さな子どもを持つ母親などが反対運動に立ちあがり、国会は数万もの人々に取り囲まれた。こうした市民の大きな反対運動が起きたことは、日本においては半世紀ぶりである。

もし憲法の制約が外されれば、自衛隊は専守防衛ではなく、他国の軍隊と同じ国防軍となる。それは、日本が東アジア地域に対する戦後の平和の誓いを破棄することを意味する。日本の軍事力の強化と海外進出は、東アジア地域の不安定要因となる。

(6) 日本と米国の同盟の矛盾は、沖縄に集中している。沖縄は、もともと独立した王国であったが、19世紀の後半に日本に組み入れられ、第二次世界大戦末期、日米両軍が激突した凄惨な地上戦の戦場となった。戦闘に巻き込まれ、「鉄の暴風」の中で、住民の3人に1人が死んだ。戦後は、日本政府の了承の下、米軍の施政権下におかれ、米軍基地が島を覆い、東アジアを睨む冷戦の最前線となった。朝鮮戦争でもベトナム戦争でも、沖縄の基地なしには、米軍は戦争ができなかったといわれる。1972年、施政権は日本に返されたが、基地の重圧は一向に減じなかった。

沖縄は日本全土の0・6%に過ぎないが、現在、米軍施設の71%が集中している。このあまりに明白な矛盾について、近年、沖縄県民から強い異議が出されるようになった。差別ではないかというのである。日本が米国との同盟を必要とするなら、その負担は全国民が平等に分かたねばならないはずである、と。日本政府も日本国民も、沖縄からのこの問いに答えることが出来ない。

沖縄では、2014年の県知事選挙で、辺野古新基地建設に反対の立場の知事が、県民の圧倒的な支持で選ばれ、新基地予定地である名護市の市長とともに、反対を表明している。安倍政権は、米国との約束として、強引に建設を進めようとしているが、世論調査では、常に沖縄県民の7～8割が建設に反対で、建設現場にも人々が集まって阻止運動を展開しているため、予定通りに進めることができていない。

(7) 東アジアは、あまりに酷薄な150年を過ごしてきたため、その歴史の傷はなお深い。侵略と植民地支配を行なった日本は、その認識や反省が不十分であって、被害を受けた諸国民との真の和解を果たしていない。冷戦時代に引かれた分断線は、南北朝鮮、兩岸（中国・台湾）、日露（北方四島）などの間にいまだ残ったままだ。それが、統合を実現したヨーロッパとは違う、東アジアの現実である。

(8) 2016年から2017年にかけて、東アジアの平和と安定を脅かすいくつかの出来事が起きた。第一は、「アメリカ・ファースト」を標榜する米国大統領の誕生である。トランプ大統領の言動が、世界を、東アジアを不安定化させている。第二は、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) 金正恩政権の、核開発とミサイル開発の加速と示威である。春から夏にかけて、連続して行われた核実験とミサイル実験は、米朝間の「言葉」と「軍事的な示威」の応酬をもたらした。国連は安保理決議で制裁を決めたが、DPRK はそれを受け入れる態度を示していない。

(9) DPRK の核・ミサイル開発は、ソ連・社会主義圏の崩壊と中国の改革開放政策によって孤立したDPRKが、米国と対峙し交渉 するためにとった政策である。20年にわたってDPRK は開発を続け、核弾頭の小型化と米国に届くミサイル (ICBM) の保有を目指し、米国との間での「抑止力」を構築しようとしてきた。その実現が目前にあることを認識し、米国は大きな危機感を抱くにいった。

(10) もし戦争になれば、南北朝鮮だけでなく、日本を含む周辺諸国にも大きな被害が出ることは、米国クリントン政権が90年代に行ったシミュレーションでも明らかである。それから20年が経ち、核兵器をある程度実用化させている可能性が高いことを考えれば、被害はさらに深刻になるであろう。戦争は核戦争になる恐れがある。したがって、戦争という道は不可能である。対話が必要である。しかし、対話の道も、容易なことではない。朝鮮半島全体、あるいは東アジア全体の非核化という構想こそ、必要になる。

(11) この危機の根源は、朝鮮戦争 (1950~53) にある。第二次大戦後、ソ連と米国との対立の中で、日本の植民地支配から解放された朝鮮半島は南北に分断され、それぞれ建国を宣言した。1950年、内戦的な状況から、統一を標榜する南北間双方の間で戦端が開かれ、それはたちまち米国と中国の介入につながった。朝鮮の内戦は、米中戦争に転化した。500万ともいわれる死者を出したあと、分断線は、半島のほぼ中央の38度線に定められた。以後、60年以上にわたり、分断と対立は続いている。60年代のプエブロ号拿捕事件、80年代のビルマでの大統領暗殺未遂事件、大韓機爆破事件、90年代のNPT脱退事件など、多くの危機が生じたが、戦争は回避された。朝鮮戦争は、休戦条約のままで、平和条約の締結にはいたっていないこと、DPRK の孤立などがこの危機をもたらしている。

(12) この危機にあつて、日本の安倍政権は、トランプ政権に追随し、「圧力」一辺倒の主張を繰り返した。平和憲法をもつ国の政府としての自覚が問われる。一方、韓国では、大衆運動 (ロウソク運動) が保守政権を倒し、文在寅政権を生み出したが、文政権は、南北和解を推し進めた金大中、盧武ヒョン政権の政策を引き継ぐ政権である。しかし、米朝の緊張の中で、まだ有効な南北対話政策をとりえていない。中国、ロシアは、DPRK の制裁に賛成しつつも、米朝双方の「自制」を求める対応である。

(13) 安倍政権は、2017年10月、DPRK の脅威などを口実にした「国難突破解散」を行った。結果は、野党の分裂、混乱などもあって、政権与党が3分の2を超える議席を獲得する圧勝であった。安倍首相は、この勝利を改憲の足がかりにしようとしている。2018年通常国会に改憲案を發議する可能性がある。しかし、いまだ何を改めるのが明確でないこと、与党を形成している公明党が9条改憲に消極的なこと、野党分裂の中で、明確に安全保障法制に反対し、安倍政権のもとでの改憲に反対している立憲民主党に勢いがあることなど、条件が整ったとはいえない。

(14) しかし、希望をもたらす動きも出ている。2017年には、国連で「核兵器廃止条約」が可決され、多くの国が署名した。世界中で、核を廃止しようという意思が強いうねりとなっている。この動きは、米国も、また DPRK も堅持する「核抑止論」に対する対抗と考えることが出来る。東アジア地域では、米国も中国、ロシアも、日本も、韓国も、もちろん DPRK も署名していないし、むしろ拒絶の意思を明確にしている。米国や日本・韓国が核抑止論を保持しながら、DPRK の核開発と核兵器保持を止めることが出来るのか、大きなジレンマに陥っているように思われる。また、核兵器廃絶を求める国際的 NGO 「ICAN」に、2017年度ノーベル平和賞が与えられたのは、核の廃止を求める世界の潮流を改めて勇気づけたものと考えられる。

以上を踏まえ、準備委員会は、以下のように提案する。

(1) 安倍自民党政権が、対アジア平和と不戦の誓いであった憲法9条を変えようとしていること、憲法の制約を破って集団的自衛権の容認に踏み込んだことに深い憂慮を表明する。日本の平和憲法改変は、東アジア地域に大きな不安をもたらすだろう。日本自身が、周辺諸国の脅威となったり、不安定要因になってはならない。2017年秋に実施された朝鮮半島周辺における日米の共同演習は、DPRKに対する軍事的圧力であり、違憲の集団的自衛権の行使につながるものである。強く非難する。

(2) 安倍政権は、20世紀前半の日本の侵略、植民地支配の歴史を直視し、その反省を世界に対して明確に表明すべきである。日本国民による不戦の誓いでもあった憲法を守ることはもちろん、「河野官房長官談話」「村山総理談話」から「菅総理談話」に至る、侵略と植民地支配を反省する、日本政府としての正式表明を維持すべきであり、また靖国神社参拝は行うべきではない。日本政府の侵略、植民地支配への誠実な反省こそが、東アジア地域に平和をもたらす基礎となる。それが明確でないことが、日本の安倍政権と韓国の文政権の間の不信、緊張になって表れている。

(3) 「領土」紛争については、日本政府は憲法9条の精神に沿って、相手と対話し、外交交渉によって解決すべきことを求める。またいずれの国も、武力による威嚇、武力行使は慎むよう、要請する。それは国連憲章違反であり、日中共同声明、日中平和友好条約違反である。

(4) 南シナ海、東シナ海いずれにあっても、領土、領海紛争のあるところで、実力によって現状を変え、あるいは一方的な資源開発をしてはならない。

(5) 日本政府は、沖縄の過重な基地負担を早急に改善すべきである。すべての米兵及び武力の米本土への撤収を求める。とりわけ海兵隊の撤収が急務である。

(6) DPRKの核開発問題は、東アジア地域全体の脅威である。私たちはDPRKの核開発、核実験に反対し、非難する。同時に核保有国を含む周辺国は、DPRKを軍事的に脅かしてはならない。DPRKは、1992年、韓国との間で締結した「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」を再確認し、2005年9月、6者協議で合意した「朝鮮半島の非核化実現のための共同声明」を再確認し、核開発からの撤退に進むよう要請する。同時に、これによって、日本や韓国が核開発の誘惑に捉えられないように強く望む。それは、安全保障のジレンマそのものであって、核開発競争は地域をより危険にし、不安を増大させる。東アジアの緊張は、軍拡によるのではなく、対話と「核兵器廃止条約」の精神によって解放されなければならない。

(7) 東アジアのすべての国が、ナショナリズムの誘惑に打ち勝ち、日本国憲法の精神にならって、非戦、和解、平等、相互尊重、互恵の関係を築いていくよう期待する。危機は深まっているが、東アジアにおいては、なお平和にチャンスがあると考え。危機を煽って、危機を戦争に変えてはならない。いずれの危機に対しても、対話と討議によって、危機を低め、信頼と安定をもたらすべきである。

宗教者は、こうした対話と協力の役割を積極的に担うことが出来る。

2017年11月30日

9 条世界宗教者会議準備委員会

Preparation Committee for the Global Inter-Religious Conference on the Article 9 of the Japanese Peace Constitution